

教 育 制 度 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科、総合生存学館、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授 各1名</p> <p>(3) 国際高等教育院の教授 1名</p> <p>(4) 学務部長</p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第2号、第3号及び第5号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 第1項第5号の委員の任期は、総長が別に定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 研究科(医学研究科を除く。)、医学研究科(人間健康科学系専攻を除く。)、医学研究科人間健康科学系専攻、総合生存学館、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授 各1名</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4) (同 左)</p> <p>(5) (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成26年8月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行後最初に委嘱する第3条第1項第2号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。</p>